

# ○佐世保市烏帽子岳散策の森条例施行規則

平成 8 年 5 月 27 日規則第 25 号

改正

平成 17 年 3 月 8 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐世保市烏帽子岳散策の森条例（平成 8 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、佐世保市烏帽子岳散策の森（以下「散策の森」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の義務)

第 2 条 散策の森を利用する者は、係員の指示に従わなければならない。

(利用日等)

第 3 条 森林体験館及び駐車場を利用できる日及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(行為の許可申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の行為の許可を受けようとする者並びに許可の内容を変更しようとする者は、行為許可申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の許可をしたときは、行為許可書を交付する。

(利用の許可申請等)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の利用の許可を受けようとする者並びに許可の内容を変更しようとする者は、利用許可申請書（様式 2）を市長に提出しなければならない。

2 市長が前項の許可をしたときは、利用許可書を交付する。

(行為又は利用の取消)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項の行為の許可及び条例第 6 条第 1 項の利用の許可を受けた者（以下「行為者等」という。）は、その行為又は利用を取り消そうとするときは、速やかに許可取消届（様式 3）を市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第 7 条 行為者等は、特別の設備を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(寄贈)

第8条 市長は、散策の森に資料の寄贈を受けるときは、寄贈申込書（様式4）により受領するものとする。

2 寄贈を受けた資料には、寄贈者の氏名を記入することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、散策の森の管理、運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月8日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 利用できる日                                                               | 利用できる時間       |
|----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 3月から5月まで並びに9月から12月までの間の毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 | 午前10時から午後4時まで |
| 2 佐世保市立小・中学校管理規則（平成13年教委規則第2号）に規定する夏季休業日                             | 午前10時から午後5時まで |

様式1

様式2

様式3

様式4